

開催日時：令和 7 年 9 月 25 日（木）9:59～15:50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、山谷英之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、久保雅寛内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 5-1：資格付与者の見直し（行政書士）（総務省）>

（大橋部会長）行政書士試験の可否判定については、行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）へ委任できる方向性を示していただいたが、合格証紛失時における行政書士試験合格証明書の発行などの付随的な事務についても、都道府県に事務が残らないようにしていただきたい。説明の中でも試験事務に関連する事務についても、都道府県の事務負担軽減のために見直したいと話があったが、行政書士試験合格証明書の発行などの付随的な事務も含めるという理解でよいのか。

（総務省）然り。付随的な事務は法令に基づく事務ではないが、サービスとして行われてきた重要な事務であり、センターで一括して行うことが住民の利便性にも資することになるため、センターにおいて行う方向で調整したい。

（大橋部会長）先ほどの説明の中で、行政書士に対する指導監督については引き続き都道府県が行うため、行政書士に関して都道府県が全く関与しないわけではなく、都道府県がセンターと連携して行政書士制度の円滑な遂行につなげるという点については、都道府県からセンターへの事務委託を進める場合であっても、センターと都道府県とで情報共有を行っていただくことにより、円滑な事務を行うことができるようにしていただきたいが、如何か。

（総務省）その方向で調整したい。

<通番 5-2：資格付与者の見直し（調理師）（厚生労働省）>

（大橋部会長）調理師試験の実施や試験問題の作成は、31都県が指定試験機関に、7 府県が関西広域連合に委任している状況であり、共通化の方向が示されている。そうであるならば、資格登録事務においても都道府県が独自に行う必要はないと思うが、如何か。

（厚生労働省）地域によって食材や食文化が多様多様である中、食の安全や食育を含めた地域の活動において、調理師に食環境づくりを進めてもらうことが大事。一方、都道府県の事務負担の軽減については、国で何ができるのか検討をしている。資料 2 の 9 ページについて、47 都道府県のうち 42 団体から回答を得ており、都道府県では、資格登録事務において申請書類の確認や補正の業務に時間を要していることが分かっている。国家資格等情報連携・活用システムの活用によって、登録申請時において形式チェックを行う等の記載漏れの確認ができるようになり、登録内容を名簿に打ち込むといった作業もなくなる。また、マイナンバーカードの利用によって本人確認ができるようになることや申請者宛ての通知についてもコストが削減される。さらに、マイナンバー情報連携によって、住民基本台帳や戸籍情報の確認についても、添付書類を確認することなく、オンライン上で完結するなど、都道府県の事務負担が減るのではないかと考えている。このような状況を踏まえて、今後検討していきたい。

（大橋部会長）試験の実施や試験問題の作成に係る委託が進んでいる現状を踏まえると、都道府県の事務負担を軽減するため、資格登録事務についても指定機関等への委任を可能としていただきたいということである。

国家資格等情報連携・活用システムの活用によって都道府県の事務負担の軽減が図られるならば、指定機関等への委任を可能とした上で、その指定機関等が国家資格等情報連携・活用システムを活用して資格登録事務を行えば良いことであり、今回の提案内容は、このような国家資格の資格付与に関する業務について都道府県単位で行っていることの見直しを求めるものである。

食育の問題や地域ごとの食環境づくりの大切さについては十分認識しているが、このような地域の実情に合わせた行政は、資格登録事務を通じて行うものではなく、資格登録者の情報が都道府県に共有されれば実行できることである。資格登録事務については、国家資格等情報連携・活用システムの活用が予定されており、試験事務については委任が可能となっているので、資格登録事務まで含めた委任を可能にして、都道府県の事務負担を軽減してほしいということであるが、如何か。

(厚生労働省) 我々はまず、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによって、都道府県の資格登録事務について負担を軽減すべきだと思っている。また、外部委託については、委託候補先としては公益社団法人調理技術技能センターがあるが、同センターにヒアリングを行ったところ、人員不足の問題等が挙げられた。このような体制面の課題があるため、慎重な検討を要する。

(大橋部会長) 指定機関等における人員や体制整備については、例えば手数料を取るような形にするなど、指定機関等の人員整備を支援するような形で見通しをつけてもらうことはできないか。先ほどヒアリングした行政書士については、試験は全国共通で実施されているため、今回の提案を受けて合格の決定に関する事務についても指定試験機関で行う方向で調整しており、調理師についても同じようにお願いしたい。

(厚生労働省) まずは資格登録事務のオンライン化を進めることが大事だと思っている。行政主体として、事業を実施するところが資格の管理をするべきというスタンスであり、外部委託を検討するより先に、資格登録事務のオンライン化を進めることが大事だと思っている。まずは資格登録事務のオンライン化を進め、その上でどのくらい都道府県の事務負担があるのかを踏まえてから外部委託について検討していきたい。

(大橋部会長) 国家資格等情報連携・活用システムを使えば事務負担が軽減できるというのは、そのとおりである。我々はその前提として、国家資格等情報連携・活用システムを使う主体が誰であるかということについて、委任を認めてもらい、国や委託を受けた指定機関等で活用していただきたいというスタンスである。国家資格等情報連携・活用システムを活用して事務負担が軽減されるということは大前提で、その前の枠組みについて1次ヒアリングからお願いしている。

(厚生労働省) 我々としては、まず都道府県において国家資格等情報連携・活用システムを活用してもらい、その後で、資格登録事務についてどれだけ外部委託が必要かを検討すべきだと思っている。

(大橋部会長) 検討の順番がよく分からないが、全国知事会等からも見直しの要請があるため、提案内容を正面から受け止めていただきたいが、如何か。

(厚生労働省) 都道府県の事務において、どのようなところに時間を要しているかを確認するため、資格登録事務に係る業務について聞き取りを行ったところである。先ほど説明したとおり、書類不備の補正や審査業務全般について時間を要しており、それについては国家資格等情報連携・活用システムの活用によって、大きく解消されるのではないかと考えている。

(大橋部会長) 国家資格等情報連携・活用システムを活用して事務負担が軽減されることは明らかであり、検討いただきたいことは、資格登録事務を含めた形での指定機関等への委任を可能とする道筋である。

(厚生労働省) 堂々巡りになるが、国家資格等情報連携・活用システムの活用によって都道府県の事務負担がかなり軽減されると思っている。オンラインでの登録申請を増やすことによって、手入力が必要であった部分の人員を減らすことができ、添付書類の確認についても、情報連携機能で確認することができるようになる。

一方で、本来都道府県で行う事務について、外部委託を可能とすることについては、都道府県においてどれくらいの事務負担が削減するのかを踏まえないと何とも言えないと思っている。

(高橋構成員) 本来都道府県が行うべき事務であるというのは、どのような根拠であるのか。

(厚生労働省) 例えば千葉県では、調理師に対して、免許取得後も研修や講習を実施している。そこでは、栄養や生活習慣病予防、食品の衛生管理、伝統料理や郷土料理に関する知識の習得を地域で行っている。そういった意味で、地域の行政主体である都道府県が管理することが基本であると認識している。外部委託を認めるかどうかは事務負担の話だと思っているので、我々としては国家資格等情報連携・活用システムの活用によって、都道府県の事務負担軽減になると考えている。

(大橋構成員) 高橋構成員の指摘の延長線上になるが、本来都道府県が行うべきというところに違和感がある。調

理師免許の試験事務や資格登録事務は、元々機関委任事務であったものが、平成11年の地方分権改革において、地域に合わせた行政の展開という趣旨で都道府県の事務になったものと思う。元々は国が主体的、中心的に行ってきた事務であり、地方分権改革における国と地方の役割分担については、時代を経るとともに、都道府県の人員不足などの事情もあり、いろいろと考え方が変わってきている。現行制度をもって、本来都道府県が行うべきという説明については、少し違和感がある。人材確保が厳しい現在において、国家資格等情報連携・活用システムの活用による事務の改善は当然だが、抜本的な改善も見据えて、あまり時間をかけずに短期的に制度を見直していくことも必要だと思う。

(厚生労働省) 機関委任事務であったということは承知していないが、現在は自治事務として地域で食生活や食品の衛生管理、郷土料理等に関する知識など、食環境づくりを調理師が担っているということでは、やはり都道府県が行うべき事務だと思っている。資格登録事務については、まずオンライン化を進めることが必要だと思っているので、オンライン化の状況も踏まえてから、外部委託の話を検討してもらえば良いと思う。基本的には、国家資格等情報連携・活用システムの活用によって、かなり業務負担が軽減されるのではないかと考えている。

(高橋構成員) 将来的な検討の可能性を言っていたので、この点は共有したい。その上で、先ほど発言があった研修については、試験事務や資格登録事務とは全く別の話である。都道府県に資格登録者の情報を共有した上で、都道府県が丁寧に調理師の指導や監督をしてもらうということは、制度設計上は可能であるので、試験事務や資格登録事務について国が一元化した制度を作ることを妨げる根拠にはならないと思うが、この点はどうか。

(厚生労働省) 資格登録事務については、実際にその事務を行う受皿をどうするかといった問題も出てくる。このようなことを含めて考えていくことだと思う。

(高橋構成員) 国の全体の政策に関するものであるため、財務省へ人員確保を要請してもらいたい。

(厚生労働省) 財務省というよりかは、部会長がおっしゃった手数料のような話になると思う。

(高橋構成員) そのような検討をしてもらえば実現できるのではないかと考えるので、是非その方向で検討してもらえば有り難い。

(大橋部会長) こちらの問題意識はお伝えした。調理師免許の資格付与に関する事務については、現在の運用ではなく、当該事務を国の事務として資格登録事務を含めて委任できるような形の制度設計をお願いしたいということである。全国知事会や都道府県からも要請が出ているので、事務負担の軽減策の提案というだけでなく、国家資格に関しての資格の在り方、制度を見直していただきたい。

(厚生労働省) 国家資格等情報連携・活用システムの活用を踏まえて、どのような事務の方法が良いのかということについて合理的に考えていきたいと思っている。

(高橋構成員) この案件は、今年度に限らず、フォローアップを含めた長期の検討をしていくので、よろしくお願いいたします。

(平沢参事官) まずは国家資格等情報連携・活用システムを都道府県で活用し、外部委託はその後に検討という話であったと思うが、それによって、都道府県と外部団体が国家資格等情報連携・活用システムについて二重に投資することになったり、手戻りになったりする問題はないのか。

(厚生労働省) 国家資格等情報連携・活用システムは、基本的にデジタル庁が取り組んでいるシステムを活用することである。全く手戻りがないとは言えないが、有用性があるものだと思っているので、我々としては、まず国家資格等情報連携・活用システムを都道府県で活用してもらい、その状況を踏まえながら検討していくことになると考えている。

<通番 5-3：資格付与者の見直し（全国通訳案内士）（観光庁）>

(大橋部会長) 再検討の視点として、独立行政法人観光振興機構が統一的に試験を実施している前提の下で、登録事務を都道府県が行っている現行の体制を見直し、国が統一的な制度整備を行い、国の事務として見直すことを検討いただけないかという点である。本日の説明には国の事務に見直すことについて回答がなかったが、難しいと考える理由は何か。

(国土交通省) 自治体の様々な声がある。負担があるという声もあり、また、利用者側の通訳案内士もいろいろな考え方がある。負担に感じているところを把握するために、アンケート及びヒアリングを行って、その問題点の把握に努めたところである。

アンケートによって出てきた問題点については「国家資格等連携・活用システム」の活用により解消できる部

分がある一方、デジタル化で解消できない部分、例えば添付書類が多いのではないかと、対面でのやり取りが必要なのかという懸念点も出てきたので、それらについて改善すべく検討を行う。

自治体の声も様々である。積極的にこの登録情報を活用している例もあり、全国通訳案内士の利便性という観点からも、都道府県に対する期待の声も出ている。これらのいろいろな声、見方、考え方も踏まえて、それぞれの改善に一番寄与する策についてこれから検討していきたい。

(大橋部会長) 確かに国家資格等情報連携・活用システムを使えば負担軽減になることは事実だが、システムを使う前提として、どこが主体となって資格登録を担っていくかという問題である。国家資格等情報連携・活用システムを活用すれば、紙媒体で行われている点や窓口対応が必要な点について改善が図れるという話であったが、資格登録件数は全体で400件程度、5件以下の都道府県が30県あるという中で、都道府県ごとに国家資格等情報連携・活用システムを活用するのは非効率で、国がシステムを導入して効率性を高めるべきではないかという印象を持っている。

また、情報共有にはいろいろな方法があり、資格登録事務を行うことによって情報共有を図るのは、方法として必ずしも優れたものではない。資格登録事務の主体を国に見直した上で、必要な情報が都道府県へ共有されれば、説明のあった取組や連携は可能ではないか。

また、回答の中で個人情報の話がもあったが、都道府県以外の者に対して登録事務を実施させることは、例えば二級建築士、木造建築士については各都道府県建築士会に委任されているなど、実際に行われており、委任により個人情報で問題が出たという支障は聞いていない。個人情報の管理に係る懸念というのは非常に抽象的なものであり納得がいくものではない。

試験の実施も全国統一に行われている中、登録事務や交付事務についても一体として国の事務に見直していただきたい。その中で、この国家資格等情報連携・活用システムを利用していただきたいが、如何か。

(国土交通省) 繰り返しになるが、登録情報を活用することによって、様々な取組、施策が展開されている事例もある。個人情報の保護について適切に管理することが都道府県だけしかできないわけではないが、それぞれの自治体での取組との一体性、連動性、迅速・円滑な対応については、都道府県が一元的に管理することが適切であると考えている。都道府県側の声もさらに伺いながら進めていきたいと思っているが、利用者の声、期待、懸念、これらについてもよく考えながら、バランスの取れた使いやすい制度としていきたい。

(高橋構成員) 研修を全国通訳案内士の団体と一緒にすることや全国通訳案内士の情報を様々な地域的な取組に活用することについては、別に情報共有のためのシステムをつくらばいいのではないかと。

(国土交通省) いろいろな方法があり、都道府県が一体的に管理することによる政策的な効果、迅速性、円滑化の効果もある。あるいは、利用者にとっての利便性という点もあるということも理解いただきたい。

(高橋構成員) 都道府県が事業者の情報を持って、全国通訳案内士の団体と一緒に研修やりましようと言えば、今やっていることができると認識している。一体的と言うが、都道府県が地域振興のために全国通訳案内士と連携することは、制度上仕組めば可能だと考えるが、如何か。

(国土交通省) 現状の仕組みの有効な活用策がこれから行えるという点では、まずは現状の課題に対して、有効策を講じていくということが重要と考える。

(大橋部会長) 現行の仕組みは一括法案で変えることが可能であり、現行の仕組みを前提にして対応するという話ではない。この提案は、実際に事務を行っている広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会や中国地方自治会、さらには岩手県、長野県、宮崎県という多くの県が、国で行うことで事務負担軽減になるため、是非取り組んでいただきたいというもの。実際に支障は全国的に出ており、その支障をそのまま放置できるのかという話である。説明のあった懸念点は、懸念には当たらず、ほかに対策はあるのではないかと。支障の解消を前提にして対応策をお考えいただきたい。

(高橋構成員) 負担軽減だけでなく、登録事務に使っていた時間を地域の団体と連携して地域振興に使えるという側面がある。そういう意味では、国土交通省が全国通訳案内士という形でまちおこしをしてくださいますということをも促進する要因もあるので、単なる負担軽減ではないことも理解していただきたい。その余った時間を活用して地域に入り込んで、地域連携をしながら施策を進めていくというプラスの側面もあることを踏まえて検討いただければ有り難い。

(国土交通省) 自治体が負担に感じていることと問題が生じていることについては、その負担を具体的にお伺いし、デジタル化によって解消される面があることが分かったので、しっかりと進めていきたい。利用者にとっても有り難い方向であるということであれば、それで進めていければと思う。それぞれ負担とお考えになっている

ところの一つ一つにしっかりフォーカスを当てて、それに対する適切な改善措置を講じていきたい。

(勢一部会長代理) 確かに負担軽減も重要な論点であるが、制度全体としてのトータル設計も重要である。アナログで行政をやっていた時代は、登録事務を行うことで情報が管理できて、活用できるということが大事であり、利用者の利便性という意味でも、対面でやり取りを行うことに意味があったが、デジタルの時代になり、必ずしも対面でやり取りをする必要はなく、情報は適切に連携し、活用していくことで、地域ごとによりよい施策を行っていくことは可能である。デジタルの時代においては、登録事務と情報を活用しての施策展開は別のものとして制度設計が可能になっている。そういう観点から制度全体のトータルパフォーマンスを考えて検討いただきたいが、如何か。

(国土交通省) 正にデジタル化のいいところを現状はまだ利用できていないので、そこをまず解消していきたい。

(大橋部会長) 先ほど申し上げたように情報共有を別途図っていくことで解消可能であるので、一番の問題の投げかけは、国の事務として見直していただけないか。特に登録事務や交付事務について、国の事務に見直すことについて、難しいと考えている点は何かを具体的に示すことが必要で、単なる事務負担軽減策のお願いではない。正面から検討いただきたい。

(国土交通省) 全体の制度としての効果的な運用とか制度の在り方についてももちろん考えながら、時代の変化にも対応しながら考えていきたいと思っている。

＜通番 36：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること（国土交通省、環境省）＞

(大橋部会長) 第 2 次回答において、法定受託事務と自治事務について記載があるが、単に現行制度を説明しているだけで、その事務の帰属によって調査権限の規定を置くか置かないかということは全く関連性がなく、説明にはなっていない。

前回も話があったが、実際に公用請求して、発行してもらえないという事例が発生しているということである。また、道路運送車両法に基づく請求も手数料を払えば発行可能とのことだが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に調査権限を規定し、公用請求が可能となれば、手数料も発生せずに円滑に行政事務を行うことができるということなので、私どもは、ここに大きな差がある、支障があると認識している。

地方三団体へのヒアリングを実施したが、全国市長会からは、「市町村自らに固有の一般廃棄物処理について調査権限があったほうが仕事がしやすい」と意見があった。今回の提案は、市町村も調査権限を法律に規定してもらえれば、事務が非常にしやすくなるということをお願いしている。市町村が円滑に事務を行いたいということで提案が寄せられているのだとすれば、調査権限の規定を置いていただくことが必要なのではないか。

(環境省) 調査権限があったほうが仕事がしやすいということであれば、実際にどのような支障が生じているのか、提案団体に具体的にお話を伺いたい。それを踏まえて、どのような制度設計がいいのか、何をすべきかを考えていきたい。

(大橋部会長) 実際に情報提供を断られたという具体的な事例があり、この提案があった。

(福西参事官) 提案団体からのヒアリングでも既に聞いているが、それでも足りないということか。

(環境省) 我々が法改正をやる以上、しっかりと聞きたい。

(大橋部会長) 前回のヒアリングから支障を伝えているが、この段階で提案団体に聞き取りをすると言うのは、順番としておかしいのではないか。

(環境省) より具体的に、支障の状況などを教えていただきたい。

(高橋構成員) 手数料を払えば済むとのことだが、行政の運営の正しさなどから、そのような発言は理解し難いが、如何か。

(環境省) 我々は、別件で登記の関係で情報を入手し手数料を支払ったこともあり、実務として行っている。

(大橋部会長) 全国の市町村に権限を与えて事務を実施しているのだとすれば、主務官庁はその仕事がしやすいように環境整備するのが一番の仕事で、そのための一番の仕事は法律規定を整備するということである。調査権限の規定は様々な法律にある規定で、介入の度合いが強いようなものでもない。公用請求の際に、法律に基づく調査権限の行使と言えば仕事をスムーズに行うことができる。調査権限の規定を置けるかどうかについて検討いただいて、一括法案でお願いしたいが、如何か。

(環境省) 制度的措置を講じることができるか否か検討するための材料として、しっかりと事例を収集したい。

(勢一部会長代理) 新しい法律の規定を検討する上での立法事実になるような支障は、既に今回の提案とこれまで

のヒアリング調査で出ていると思うので、それを受け止めていただき、検討いただきたい。

現行法で工夫すれば問題ないというような説明だが、実際、戸籍法や住民基本台帳法を見ても、法令で定める事務の遂行のために必要である場合にはという条件があり、この解釈によって、それが認められなければ、情報提供されない。これは極めて抽象度の高い表現ぶり、調査権限の規定が実体法にあれば、その権限があるということとはもう明確なので、解釈を現場で一々苦勞する必要もなくなるというのは大きなこと。

また、手数料について、実務上の支障であり、自治体が手数料を払うということは、住民の納めた税金からそれを払うということであるため、法律上定められた事務を実施するに当たって、住民がなぜ負担しなければならないのかというところは理屈が立たないと思うので、そうならないような制度設計をお願いしたい。

(環境省) 立法事実を我々がしっかり確認した上で、法律の改正が必要かどうかを検討していきたい。解釈ということであれば、解釈の通知を出すということはやぶさかではないので、そこは実施したい。

(大橋部会長) 通知を出しても、その周知をどの程度徹底できるかという課題もあるので、きちんと法律に規定するというのが正論であると思う。年度内に一括法案にのせるというスケジュールでやっているのだから検討いただきたい。

(高橋構成員) 通知では環境部局にしか周知されない。照会先は環境部局とは限らないので、解釈を環境部局に出しても支障は解消しない。

(環境省) 環境部局の長に出せば環境部局にしか周知されないかもしれないが、例えば市町村長宛てであれば、関係部局に周知される。

(大橋部会長) なかなか情報共有されていないのが一般的だと思う。

どこに照会するかというのは、今回は車両情報や戸籍などが出てきているが、別に限定されるような話ではないので、汎用性も持たせる意味で、調査権限を規定していただければ、いろいろな場面で対応できる。

(高橋構成員) 一般廃棄物も委託や許可がある。その適正な運用について、訴訟などのトラブルが起きている。そういう意味では、立法事実があると思うので、内閣法制局が経緯にこだわるのであれば、きちんとその話をしたい。

<通番1：国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止(デジタル庁、厚生労働省)>

(大橋部会長) 申請と交付に係る都道府県経由事務の廃止について、具体的なスケジュールをお示しいただいた。

まず、申請に係る事務について、臨床工学技士と義肢装具士について国家資格等情報連携・活用システムを導入し、具体的な国の事務負担の検証を令和10年くらいから開始するという話であったが、医師等の資格と同様に、令和8年から国家資格等情報連携・活用システムの利用開始はできないか。検討の時期がかなり後ろになっているため、医師等とそろえて前倒しで実施することについては如何か。

(厚生労働省) 令和8年度以降、比較的登録者数の多い資格から段階的にオンライン化を進めていく予定であり、それに加えてさらに業務負荷がかかるような職種の追加は難しいと考えている。

正に一番人数が多い医師や歯科医師、保健師、助産師、看護師といったニーズの高いところから先にやらせていただきたい。資格者数も相当多いので、集中して取り組ませていただきたいと考えている。

(大橋部会長) ニーズが多いものを扱い、ある程度知見などを蓄積し、資格者数の少ないものについて応用というかたちであれば、同じ程度の期間は必要ないのではないか。申請における経由事務廃止は喫緊の課題であるため、令和12年からの廃止は時間を要しすぎている。時期を前倒しで検討いただくことはできないか。

(厚生労働省) 登録者数が多い職種を令和8年度から導入するため、そこで知見を蓄積した上で、さらに国だけで審査を行う資格を令和8年度から導入する場合、さらに業務負荷が上がり、正確性等の担保にも支障が生じる可能性があることから、慎重に対応しなければならないと考えている。

(大橋部会長) 問題点を先に幾つか指摘するが、申請と交付の両方で、経由により時間を要するという問題がある。デジタル資格者証を活用することにより、紙媒体で郵送する費用負担や手間を抑制し、申請者の便宜になることから、交付に係る事務において、デジタル資格者証の原本化の検討を前倒ししたスケジュールを示していただきたいが、如何か。

(厚生労働省) デジタル資格者証について、先ほど御説明したように、そもそもデジタル資格者証の普及率や、あるいは国民の方々がどれだけデジタル資格者証を認識されているか、それがきちんと資格を証明しているものかどうかとどれだけ認知されているかという問題もある。また、他制度においても、デジタル資格者証の原本化について、具体的な検討は進んでいないものと認識している。さらに、医療関係職種は、資格を持っている

と詐称して行為を行ったことによる影響が大きいと考えており、そのようなことを防止するためにも、デジタル資格者証の活用状況などを見極めながら、慎重に関係団体の意見も聞きながら対応していく必要があると考えている。

(大橋部会長) デジタル資格者証の利用は、現時点ではまだ進んでいないが、今回各種経由事務の見直しを進めており、申請についてはオンライン申請を可能とし、交付についてはデジタル資格者証を活用して、経由を廃止することを様々な資格でお願いしている。それが同時並行で進んでいるとすると、現時点を前提にして期限設定するのではなく、デジタル庁とも相談いただき、デジタル資格者証の原本化に係るスケジュールも可能であれば前倒しいただきたい。申請と交付が一体で便利になるという発想で、段階を区切るのではなく前倒しをお願いしたい。

(厚生労働省) 検討はさせていただきたいが、デジタル資格者証の真正性の担保や、セキュリティーの問題もあると考えている。そのような点も加味しながら今後検討していくことになると考えている。

(高橋構成員) デジタル庁はその点如何か。

(デジタル庁) 資格者証の提示義務、あるいは携帯義務が基本的には様々な国家資格の制度において存在すると思われる。デジタル資格者証の提示で、原本の提示でなくても同様の効果があるといったことによりデジタル化が進む、あるいは紙が要らなくなることは、非常に重要な論点だと認識をしている。その観点から、具体的には昨年6月に「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」が閣議決定されており、国・地方のデジタル共通基盤として、国家資格等情報連携・活用システムが位置づけられている。この基本方針に基づき、共通化推進方針を今般作成したものであるが、その中で、デジタル資格者証に関して、従来、免許証等の提示義務等がある場合に、デジタル資格者証で代替できないかといった制度的対応等の調査を総務省等と連携して、2025年度中に実施することを検討している。

先ほど厚生労働省からお話があったような、真正性についてもその中で明らかにしつつ、代替可能な方法も示しながら、各制度所管省庁が、それを参照し、判断がしやすいものを今年度中に調査する方針の下に進めているため、しっかりと進めてまいりたい。

(大橋部会長) 是非デジタル庁にお願いしたいが、今回重点項目として、各省庁に経由事務の廃止をお願いしている。都道府県や市町村を飛び越えて、市民が国に直接つなぐことをオンラインでやれば、トータルで見たらそれが一番理想的だが、局所的に見ると国に負荷がかかるということは事実であるため、その点についてはオンラインの力で軽減しないと、各省庁に迷惑をかけることになる。

オンライン申請が国に来たときに、添付書類とその申請内容を目視で比べるというアナログな仕組みが残っているため、経由事務が廃止されたときに、国が効率的に審査できる仕組みを整備していただきたい。本日お越しいただいた省庁だけではなく、他の省庁もみんな横並びでこれから走り出すため、そのような処理の仕方に関する機能整備をお願いしたい。また、交付におけるデジタル資格者証の活用についても仕組みとして一体と考えるため、デジタル資格者証に関する知見などを蓄積いただければ、経由事務の廃止をお願いしているところが横並びでやっていけるということになる。今日の話にあったスケジュールも、各省庁がそれぞれ試行するのは無駄であるため、試行がなるべく効率的に済んで、検討期間が前倒しにできるよう、そちらで技術支援していただくということは不可避と考えるが、如何か。

(デジタル庁) 御指摘のとおりである。デジタル資格者証の利用については、制度的対応ができていないため、制度的対応をするために先ほど述べた取組をするほか、経由事務の廃止に際して、オンライン申請などで国家資格等情報連携・活用システムを利用する場合、戸籍の証明書なども紙で添付せず、バックヤードから取るため、真正性は明らかであり、かつマイナンバーカードを用いるため、住所、氏名、生年月日、性別も正確に入り、紙で書いているものとの照合という審査自体が不要となるということで、本来は審査に係る負担が極めて軽減され、なりすましもなくなるというのが本質的な性質としてある。

その点、各省庁に対しても一定御案内済みだと考えるが、御指摘のとおり重要であるため、さらに改めてそういうところも周知をして、利用の開始もそうであるが、積極的に利用していただきたいという資格保有者への周知も連携して進めていきたい。

(高橋構成員) 厚生労働省においては、制度が整備されたら直ちに検討するということをお約束いただければ有り難い。

(厚生労働省) 制度というのは、システム面のことか。

(高橋構成員) システム面ではなく、デジタル資格者証について、デジタル庁が制度的な仕組み、仕切りを整理し

た場合、それに基づいて直ちに検討するということである。

(厚生労働省) 当然検討はさせていただく。

(高橋構成員) 紙とオンラインの併存が負担となっているという話であるが、国民に対してなるべく紙を使わないようにお願いするという点については、厚生労働省、デジタル庁、如何か。

(デジタル庁) デジタル庁としては、当然デジタルだと正確であり、時間も早く、負担も少ないということで、積極的に利用していただきたい。また、特に若い方など、デジタルのほうがずっと得意だということで利用されると思う。

ただ、一方で、デジタル化する時にはどうしても並行の時期があるとか、あるいは一人も取り残されないということと言うと、お年寄りとかそういう方を考えるとどうなのかということも、制度ごとの実情などであると考え、デジタル庁とすると、一般的にはオンライン・デジタル化は進め、積極的に使っていただきたい、可能なものはデジタルのみで対応していただくことも全く結構であるが、あらゆるものについて、それを合理的な理由なく強要するのは適当ではないのではないかと、大局的にはそのように考えている。

(高橋構成員) 一人も残さないということは重要だと考えるため、御見解についてはそのとおりだと考える。

免許の申請等については、手数料などは取るのか。厚生労働省、如何か。

(厚生労働省) 新規登録や情報の変更について、手数料を取っている。

(高橋構成員) 手数料というものは実費主義だと考える。紙であれば実費がよりかさむわけであり、現在は、銀行などでも、実費主義に基づいて窓口での手数料、ATMでの手数料、アプリでの手数料が全部異なっており、アプリが一番安いというようになっている。要するに銀行振込については基本的にアプリなどの振込が進むようにされており、これは金融庁が音頭をとって変えてきたことである。個人的には、実費収入に基づき、紙で都道府県の事務を重く要求するような方法で提出されるものについては、デジタルと差をつけるという形は、合理的な手数料の取り方だと考えているが、如何か。

(厚生労働省) オンライン申請と紙申請で実費の負担を考慮して手数料を分けるというのは、あるべき姿だと考えている。

(高橋構成員) 是非その点も検討していただきたい。

(大橋部会長) 本日スケジュール表をお示しいただいたが、前倒しが可能であればどんどん前倒していくことをお願いしたいため、そういう趣旨も踏まえて事務局と意見交換していただきたい。

＜通番 17：介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化（厚生労働省）＞

(大橋部会長) 要請に対して、具体的に検討していただけるということなので、大変有難い。

今お話があったような形での調査を行った後に、今回の提案の内容を受けて、恒久化をお願いしたいので、将来的に実現していく基本的な方向性について確認したい。我々としては、今までの制度は、講義は通信でいいが、演習は通信ではできないという制度だったところ、この間のいろいろな経緯を踏まえて、演習部分についても、別に郵送による添削ではなく、Zoom等を使った形で、オンラインにより可能とし、130時間という枠の中で、演習のほかにプラスアルファを付けることなくカウントしていただけることを最終的な方向性として考えている。その場合、講義は通信で可能だが、演習はそこに入っていないという明文規定が介護保険法施行規則第22条の24に置かれているので、そこを変えるのだとすれば、省令改正は不可避かと思うが、通知の改正で終わってしまう点は危惧している。一番の基本方針である演習のオンライン実施の恒久化について、省令できちんと直していただけるということでもよろしいか。

(厚生労働省) 最終的にどのような条件で解禁するかについては、これから実態を調査した上で、いろいろと留意点も示していこうかと考えている。

方向性としては、基本的に部会長がおっしゃっているような形で、演習部分も何らかの形で、いわゆるオンラインの形式で実施できないかということを考えているが、省令改正が要るかどうかということについては、現行の省令の解釈なり考え方、捉え方でうまく工夫ができないかも含めて考えたい。いずれにしても特例的な扱い・一時的な扱いということではなく、自治体がしっかりと恒久措置として実施できるということが重要だと考えるので、その方向で実施する。省令改正が要るかどうかは、法制的な観点でしっかりと検討したい。

(大橋部会長) 承知した。省令で限定しているところを解いていただければ一番分かりやすいとは思いますが、場合によっては当該箇所の解釈の通知を出していただき、今、やっていることが、現行の省令の枠の中でも許容されているということ、先ほど私が伝えたことをやっていいということが、自治体にはっきりと伝わるような形で、お

願いできるということだと考える。

省令の解釈の仕方や書き方については事務局と相談いただくこととして、今回のプロセスについて、スケジュールはどのような形になるのか。この提案募集制度自体は年度末に向けて、省令改正が必要であれば、直すという形での単年度でやっていく仕組みである。今お示しいただいている検討と、最後の何らかの通知等まで含めて、この年度の中に収まるのか。そうではなく、方針はきちんと約束していただいた上で、もう少しはみ出ることになるのかという点について、スケジュール感を伺いたい。

(厚生労働省) 繰り返しとなるが、調査はできるだけ速やかに10月から行い、対象も都道府県であるため、年内には遅くとも結果が取りまとまると考えている。調査結果を踏まえ、我々としては、できれば必要な通知改正等については、年度内には示せればということと考えている。いろいろと事務作業の調整が必要になり、少し超えてしまうかもしれないが、そのくらいを目途に対応をコンプリートしたいと考えている。

(大橋部会長) 調査をお願いするときの約束として、主務官庁だけで調査をするのではなく、分権の事務局と一緒に実施していただくことをお願いしている。今日お示しいただいたのは調査の項目案であるので、実際にどういう形で調査されるのかということについては、この点を踏まえてやっていただけるということによろしいか。

(厚生労働省) しっかりと事務的に相談させていただきたい。

(大橋部会長) 是非今日お話しいただいた方向で進めていただきたい。

<通番11：保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) それでは順番に、まず特定疾病認定事務の書類の簡素化の件について、提案の方向で検討いただけるということだが、第2次回答にある添付書類についての「他の制度での書類を用いて」というのは、必ずしも紙である必要はなく、デジタル技術を活用し確認できるということまで含めての回答と考えてよいか。

(厚生労働省) これからの検討となるが、当然ながら利用者にとっては、デジタル技術の活用により負担なく手続きできることが必要だと考えるので、含まれるような形で検討したい。

(大橋部会長) 第2次回答の中で、「令和8年度中を目途に検討し」とあるが、令和7年の提案募集の案件であるので、検討は令和7年に、令和8年は検討に基づいての措置をお願いしたいが、スケジュール感は如何か。

(厚生労働省) 医師の診断書という確たる添付書類の代わりになる書類として、どのようなものが考えられるかについて、自治体においては、色々な書類を住民から得ているため、様々な確認方法があるのではないかと考えており、かつ、紙の書類だけではなく、デジタル技術の活用を認めることができるかということも、全市町村に影響がある話であるので、きちんと関係各所に確認し、しっかり整理した上で考え方を示す必要がある。必ずやる方向で検討したいが、拙速に各自治体に混乱をもたらさないよう、令和8年度を目途としたもの。しかしながら、住民の利便性向上のためにも、いたずらに時間をかけるべきではないことは御指摘のとおりなので、可能な限り早くお示しできるように努力したい。

(大橋部会長) 必ずやる方向で検討したいということであるので、その方針を令和7年度中に示した上で、検討を開始し、その検討が令和8年くらいには具体化できるということと考えてもよいか。

(厚生労働省) そこは事務的に調整する必要がある。当然ながらいたずらに期間を延ばすものではないが、様々な方法がある中で、自治体が困らないよう、かつ、なるべく迅速に分かりやすくなるよう、事務的にも相談しながら対応していきたい。

(大橋部会長) 住民の負担になっているという提案に対して、1次ヒアリングのときには認定を引き継げるかどうかという議論で、前の認定を引き継ぐことは制度上難しいという話もあったが、住民の負担軽減という観点から、技術的に可能な範囲で提案の趣旨に沿った対応を検討するということを中核に考えていただきたいが、よろしいか。

(厚生労働省) 認識に齟齬はない。

(大橋部会長) この件については、その方向でお願いします。

次に、同月得喪の提案に移りたいと思う。

一番の問題は、一般の市民の方が、被保険者資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合に、結果的に2回健康保険料を支払わなければならないことである。二重払いは重過ぎる徴収ではないかと感じるところであり、これは現実には起きている現行制度の弊害である。国民健康保険や厚生年金などでは、これを回避するような制度が整備されているので、健康保険においても二重払いを解消するという方向で検討をお願いしたい。第2次回答においては、保険を実施する保険者側や事業者のことが正面に出ているが、問題の根底は二重払いをどう解消す

るかということである。保険料を一月に2回支払わされることは加入者からしてみたら理不尽なことで、それについての苦情や滞納整理事務が大変なので、様々な自治体に加え全国知事会からも何とかしてもらいたいと意見が寄せられている。これだけ多くの意見が寄せられているということは、偶然ではなく必然的に、国民に対して一定程度のマイナスが生じているので、その過剰な負担の軽減をベースに置いて、実態調査の検討スケジュールを示されたいが、こちらと同様の認識と考えてよい。

(厚生労働省) 第2次回答のとおり、検討予定である。

国民健康保険については月末に被保険者である月分のみ支払えばいいとしているが、国民健康保険は自治体が運営している。潰れることがない自治体においては、保険料を徴収せず、仮に大きな給付があっても問題ないと言えるが、民間の健康保険組合においては、保険料を徴収せずとも給付を行うことに合意いただけるか、どのぐらいの影響があるのかということも含めて検討したい。

特に健康保険においては医療費だけではなく、国民健康保険にはない傷病手当金などの色々な給付の可能性もあるので、健康保険組合にどのぐらいの影響があって、頻度、金額及びシステム改修の規模も含めて、よく検討をしたい。

(大橋部会長) 本提案はやはりエビデンスベースで議論すべき問題だと考える。実際に二重に徴収されている方が一定数存在していることはもう分かっているわけで、その負担がどれぐらいの頻度で、どれぐらいの影響を持って、しかもそれが国民の二重払いの犠牲の上にも守らなければいけないほど重要な法益なのかということの利益衡量を具体的にいうことではないと、収まらない議論であるという認識であるが、その検証をしっかり行うことでよろしいか。

(厚生労働省) 実際にどのぐらいの影響があるか、その実態も含めてよく調べた上で健康保険組合と調整したい。これまでの経験上、何とか解決できないかという気持ちはあるが、やはり自治体ではなくて民間の保険者がどう考えるかというところがあるので、大した影響がないことが確認できれば、民間の保険者に対して検討を依頼することをできるようになると思うが、どのぐらい影響があるかも我々はまだ数字も掴めていないので、きちんと調べた上で検討したいというのが現時点のスタンスである。

(大橋部会長) 是非その経験も前提にして、検討されたい。

提案団体の数も非常に多く、定量的に出ている問題だと思う。しかも、民間であれ、公的な団体であれ、保険という同じ仕組みの下にできている制度だとすれば、保険加入者が二重払いを強いられるというのは、保険制度の在り方としてやはり崩れているのではないかと思う。そのため、その是正について、非常に重く受け止めていただきたい。

また、実態調査の内容、スケジュール、方向性など、具体的に教えていただきたい。

(厚生労働省) まずは、実態把握、つまり一つの保険者でどのぐらい対象者がいるのか。加えて、銀行のように子会社への出向が多くある場合や、ワンタッチで子会社から子会社に出向し、その度に健康保険組合が変わるようなことがあるのか、そのあたりの影響がどのぐらいあるのかもまだつかめていないので、まずは同月得喪がどのぐらい生じているのかを調べて、その上で関係団体と調整し、二重払いを解消できるかどうかを検討するというプロセスになる。

それをどのぐらいのスピード感で行うかについては、なるべく早く実態を調査して、その調整ができるようにしたいと思うが、現時点でいつまでに行うかについては持ち合わせていないので、事務局とよく相談したい。

(大橋部会長) 少なくとも令和7年の中でどういことができるのかというのは、はっきりさせていただきたい。前回の1次ヒアリングでは日割りで刻めば二重払いもないという話もしたが、そのような他のオプションも含めて検討いただけるということによろしいか。

(厚生労働省) どういうやり方があるかは、様々な可能性をもちろん除外するものではないので、本当に日割りにするときの手間と、システム改修を含めてどれだけの財政影響があるかの2点だと思うので、そこでどういう解が得られるのか、どういう合意が得られるのかについて調整したい。

(高橋構成員) 私はリスクを鑑みると、日割りが一番納得を得やすいと考える。民間の保険者でも理解が得られやすいのではないか、多様な形で検討いただければと思うので、よろしく願いしたい。

(厚生労働省) 承った。やはり月で決めている保険料を日割りにすると、システム上はすごく大きな負荷がかかるのではないかと直感的に思うが、どのぐらいの影響なのか、現実的に可能なのか可能でないのかということも含めて、きちんと検討する。

<通番 27 : 国民健康保険関係事務の見直し (厚生労働省) >

(大橋部会長) まず、減額調整の廃止について議論していく。これについては、ひとり親家庭や重度心身障害者を対象とするものであるが、全国の自治体においてどのような形で実施しているのか、貴省において実態は把握しているのか。

(厚生労働省) その点については、毎年、全国の自治体から報告を求めることになっており、その中で把握しているというのが今の状況である。

(大橋部会長) 結果が公表されていないため、実態が分からない。そこをきちんとお示しいただきたい。どのような形でやっている自治体があって、どういう自治体が行っていない等、全体的な状況がよく分からないため、実態把握の結果をお聞かせいただきたい。

(厚生労働省) 公表できるかどうかについて、検討させていただきたい。把握はしている。ただ、公表前提で調査していないということもあり、公表するのであれば、集計したものを公表しますよと自治体にお諮りして、次の年から公表していく流れになると思うので、そこは我々のほうで引き取って、検討させていただきたい。もしくは、こちらのほうにお示しするとか、どういうやり方があるかは、引き取って検討させていただいて、御相談させていただきたい。

(大橋部会長) 今日のお話は、結局、こどもの医療費助成については、おおむねすべての自治体で実施していることであり、全国における減額調整措置の廃止について手当てをしても公平の問題は出てこないというお話であった。それに対して、今回のひとり親や重度心身障害者に対する医療費助成については、実施している自治体と実施していない自治体があるため、減額調整の廃止はやりにくいというお話だったが、もう少し中を細かく見ていって、例えば、障害の場合は、身体の上級や下級を対象とするというような観点で見ると、全ての都道府県で対象としているのではないかなというような話もある。そうだとすると、やっているか、やっていないかという話であって、凸凹があるというような議論よりは、自治体の実施状況を見ていただき、本当に実施状況に差があるのかなのかということを見ていただく必要がある。例えば、こどもの場合は、対象者のうち、小学生や中学生に対する医療費助成はおおむねやっているが、高校生に対する医療費助成は実施率が5、6割であるのに、それを減額調整措置の対象外としてきた背景がある。そうだとすると、同じような観点で今回のひとり親や重度心身障害者に対する医療費助成についても、中身をもう少し細かく見ていただいて、自治体でどこまで広く行われているのか、行われていないのかという観点から類型分けして公平の問題を考えていくとかというような議論はあってしかるべきと思ったが、その部分の把握は検討されているか。

(厚生労働省) 御指摘のとおりだと思うので、各自治体が行っている程度、例えば障害者でも、今、部会長が言われたみたいに、いわゆるマル重とつく本当に重い障害者の方についての医療費の減額というのは、恐らくほぼ全ての自治体で、9割以上やっていると思う。ただ、それ以外、級で言えば3級以下の方をやっているかとか、知的、精神の方をどこまでやっているかというところについては、自治体ごとの差も出てきているということで、その辺の細かいところの整理ができていないため、先ほどの御質問と併せて、どういう実態になっているかというところは併せた上でまた御相談をさせていただければと思う。

(大橋部会長) 一番よく分からないのが、こどもに対する医療費助成の減額調整措置の廃止については、おおむね全ての自治体が医療費助成を行っているから減額調整措置を廃止したという話だったが、こどもと、ひとり親や重度心身障害者とのグループに分けたときに、重度心身障害者等の救うべき人たちに手続上、手厚くなっていないというのはバランスが悪い感じがして、実施している自治体数が多いとそちらは報われるということというのは、制度的にどうなのかという疑問がある。もう一つ、付随的だが、規制改革実施計画というのが令和5年6月16日に閣議決定されており、給付の部分について、現物給付化の取組を行うというような形でまとめられているため、むしろ閣議決定から素直に考えたら、優先的に減額調整措置の廃止はやっていただくべき課題ではないかと思うが、その点の整理はどうなっているのか。

(厚生労働省) 質問主意書で閣議決定している文章を読み上げると、「規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、地方公共団体、医療関係者などとの調整その他必要な取組を行うこととしている一方、御指摘の自治体の現物給付の取組に対する減額措置については、令和7年3月17日の参議院予算委員会において福岡厚生労働大臣が答弁したとおり、自治体が行う医療費助成により、患者さんの窓口負担が軽減される場合に、その結果増加する医療費分は、他の自治体との公平の観点から当該自治体が負担すべきとの考え方の下、増加した医療費分に相当する国費を減額措置する仕組みであって、窓口負担を求める趣旨のものではないことから、御指摘のように自治体の現物給付の取組に対する減額措置が規制改革実施計画に反するものであるとは考えていない」というのが一応

私どもとしての考えである。

(大橋部会長) ひとり親家庭や重度心身障害者の人たちにとって、先ほど3割負担のところを自治体が医療費助成すると、病院に行く敷居が一気に低くなり、言わば乱費というか、受給の關係の予算の無駄遣いが生ずるという趣旨だと思うが、重度心身障害者の人たちは、一定程度こういうものとは、切り離せない存在で、そういう方は一定程度、医療機関へ受診に行かざるを得ないような中で、敷居が低くなった、高くなった、乱費か否かという議論というのは、ここですべきことではないのではなか。その点がよく分からない。

(厚生労働省) 実態として、窓口負担がなくなると病院に行く敷居が低くなるというのは、統計上も過去の経験上も明らかにしているものである。その中で、こどもについてはある意味、少子化対策という中で、ちょっとした熱でも病院に行きますというのも、それはもういいでしょうと云って、減額措置を各自治体もやっているということで、やめたというところであるが、そうした中で重度の障害者の方とひとり親家庭の方について、各自治体の実施状況なども踏まえると、そこはこどもとは同列には扱えないのではないかと云うことで、我々としては、ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成の減額調整措置については維持をしたいというのが厚生労働省のスタンスである。

(大橋部会長) 国レベルで見たときに、国民が住む自治体の差異によって、例えば重度心身障害者のサービスの内容にこれだけ対応に大きな差が出てくると云うのは、合理性がないと思うが、その点については如何か。

(厚生労働省) 国は、医療保険については3割負担をしてくださいと云っている。やはり受益者負担を求めるべきというのが国の社会保険に対する基本的な考え方で、保険料というものは、今、若者の保険料を下げてくれとかなりいろいろな場面で言われているが、働いている方から保険料を頂いて、医療を使っている方に給付をするわけであるが、それは全額保険料ではなくて、医療を受けられる御本人様からも一定額負担していただく。それは保険料を払っている人、受ける人両方に負担していただきたいというのが、まず国の基本的な医療保険に対する考え方である。

その上で、残りの3割負担の部分について、自治体が福祉的な支援をするかどうかというところは、正にそこは地方分権であって、自治体の考え方によるところであり、必ずどの自治体もやれということではないと思っている。福祉的な支援をする自治体があってもいいし、私どもとしては医療ではなくてほかのところに地方のお金を使いたい、こっちのほうにお金を使うのだという自治体があってもいいと思うし、何に自治体の財源、お金を使うかというところは各自治体で判断していただくというのがあるべき姿ではないかと考えている。

ただ、その上で、先ほど申し上げたとおり、自治体が仮にそれをやったことによって、他の自治体との一定のルールの下で国が医療費について各自治体を支援しているというところにアンバランスが生じたり、あるいはそれによって医療費が上がるということがあるのであれば、そこはやはり国の支援というものは、その分を調整させていただきたいというのがこの減額調整措置の趣旨になる。例えば、重度心身障害者であれば、もちろん国の制度で先ほど言った医療保険以上に公費負担医療と言って上乘せしてやる医療はもちろんあるけれども、必ずしも国において全て無料で医療を受けていただくというのがあるべき姿であるというスタンスには立っていないというのが実態である。

(高橋構成員) 医療財政上の経験則として、窓口負担がないときに医療受診のハードルが下がることの可能性があると思う。我々が疑問に思っていることは、こども医療費に対してその点を飲み込んで現物給付に係る減額調整措置の廃止を実施した一方、ひとり親や重度心身障害者を対象とした医療費助成に対しては減額調整措置の廃止をなぜやらないのかということである。ひとり親や重度心身障害者とこどもの医療を比べると、ひとり親や重度心身障害者のほうが現物給付の必要性が高いのではないかと推察する。要するに、なぜこども医療費には減額調整措置の廃止をやっているのに、ひとり親や重度心身障害に対する医療費助成の減額調整措置はやらないのかと、そこが一番の原点である。

(厚生労働省) 私どもの基本スタンスは、重度心身障害者の方も母子家庭の方も3割負担をしてくださいと云うのが国のスタンスなので、そこで自治体間で差があるとか、自治体がやっているというところは、私どもではなくて自治体の御判断でやられていることという認識である。

私どもは、さっき申し上げたように医療費を無料にすることが正義とは思っていないため、一定の自己負担をしていただくというのは、医療保険の持続可能性の中で、老人医療費を無料化にしたところから、我々の経験則として、一定の患者負担をしていただく。昔は老人の方はかわいそうだからと無料にしていた時代、昭和の時代はあったが、それで病院がサロン化したということで、一定の自己負担は本人から求めていくという歴史の中で、医療保険については一定の自己負担をしていただくというのが国の今のスタンスである。障害のある人に3

割負担させるのはかわいそうではないか、ひとり親の人に3割負担させるのはかわいそうではないかというのは、所得に応じて高額療養費など、そういう制度で救っていくというのが国のスタンスである。これを一律に無料にしていくのが国としての政策かと言われると、そこは相入れないものである。

(高橋構成員) まずは平等性という話があり、実態論が次に来て、そこは調べていただきたい。こども医療と同様に、全国の自治体で共通性があるようなものについては調べた上で、もしこども医療と同程度の共通性が見られるのであれば、少なくともそこは見るべきなのではないかという話になると思う。是非そこは調べていただければ有難い。

(厚生労働省) 理由を2つ書いているが、公平性というのは国の財政影響ということもあるので、それらは総合的に考えて私どもとしては検討させていただきたい。実態把握をすべきというのはそのとおりだと思うため、そこはしっかりと持ち帰って検討したい。

(高橋構成員) 減額調整措置を廃止した場合の影響額について、重度心身障害者・ひとり親に対する医療費助成は3桁億円程度、こどもに対する医療費助成は2桁億円程度とおっしゃっていたが、その財政負担の根拠がよく分からない。どういう意味でこどもの医療費については2桁億円で、重度心身障害者・ひとり親に対する医療費助成は3桁億円なのか。

(厚生労働省) どのくらいの自治体が行っているかとか、どのくらいの減額措置をしているかということによってもちろん細かく異なるが、今のこどもの医療費を無料化したときにどれだけの減額をしていたかというのを足したものと、仮に今、ひとり親と重度心身障害者の医療費の助成を、もう既に減額調整措置を各自治体でさせていただいているが、それをなくしたときの合計額を比較すると、ということになる。現実の問題として今、重度心身障害者医療費の助成とひとり親の医療費の助成に対してのいわゆる調整額を全部足し上げると、今のところ3桁億円となる。

(高橋構成員) それは客観的な資料を事務局に出していただきたい。

(厚生労働省) そこは御指摘を踏まえて、先ほどの自治体間の差のところであったり、また、今のところであったり、そういうところは議論する上で必要だと思うので、お時間をいただくかもしれないが、整理させていただいて、また事務局と調整させていただきたい。

(大橋部会長) これは要請が強い問題で、具体的なエビデンスについて、金額であれば金額できちんと示していただき、論拠とされるのであれば、それを示していただき、提案団体にも示したいと思う。先ほど冒頭でお願いしたように、医療費助成の実態がどのようになっている、実態の対象者がどのようになっている、そこで重なりというのは具体的にどうなっているのかというところの精査をしていただいた上で御検討いただくということが大切である。是非そのような形で少し細かなエビデンスを基に御回答いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(大橋部会長) 次に直接支払いについて議論していく。これは結局、都道府県と市町村が協議をして、必要だったらやってくださいということであるが、実際にはなかなか協議が進まない現状にある。

今日お示しいただいた資料を見ると、それでも実施したところが25団体というような形で、ここ4年間くらいで7、8団体増えている形である。頂いた資料の1ページ目は、実施していない側の言い分があり、そこはアンダーラインが引いてあり、後ろの実施したことによる良い点についてはアンダーラインがないので、ここも是非御覧いただき、支払事務の軽減が行われるということは非常に大きなメリットだと思う。

また、このようなことが進めば、使われる市民の方にとっての便宜が高まるということも重要な点だと思うので、実際に乗り越えなければいけないというところで書いてある内容だが、課題自体は全国共通であり、ある程度定型化されたもので、このようなところを工夫すれば乗り越えられるということは、実施されている団体のほうが多く、そこが具体的に書いてくださっているため、それに伴うような中身を是非具体的にお示しいただき、そのような形で進むような方向で整理いただきたいと思います。どうか。

先ほどもお話があったが、直接支払いの実施に向けて負担軽減のための具体的なノウハウ等を示していただき、その方策を具体的に国のほうから示すことによって、直接支払いについての実現を加速化するというような方向に進めるべきで、国自体もニュートラルに御自由にどうぞというのではなくて、その点について少しアクセルを踏んでいただきたい。

(厚生労働省) 加速という表現がいいかどうかは別にして、正に同じ認識であり、課題を乗り越えた自治体はあるけれども、乗り越えられていない課題があるという自治体について、こういう工夫ができるのではないかとことを調べて、お示しして、この委託が進むように検討したいと思っているので、部会長の言われた方向で私ど

もとしても考えていきたい。我々も自治体が楽になるとか、日本全体においてトータルで事務負担が減るとか、よりよくなるのであればそれは是非やっていきたいと思っというので、そうなるように進めたいと思う。

(大橋部会長) 是非課題を乗り越えた自治体が具体的に挙げているもの、例えば要綱をつくるような話や面倒だと思われるがちなところについてのガイドラインなど、そのようなものを示していただく、整理いただく、抽出いただくということが、ここのところの非常に大きな力になると思いますので、せっかく今回アンケートまでしていただいたので、それをそういう形で集約していただいて、活用いただくということをお願いしたい。

(厚生労働省) その方向でやりたいと思う。

(大橋部会長) それでは、最後に簡素化について議論していく。

第2次回答では、保険者の判断というか、裁量の余地をなくすのは妥当ではないというお話があったが、これも同じで、提案団体からのお話を聞くと、被保険者が市町村間の移動をするというようなことがあったときに、そこで利便性の上で凸凹があるというのは解消すべき問題だと思っというので、その点について住民の方が移動しても自由にサービスを受けられることが大事だと思っ。

前回から挙げていただいたデメリットのうち、課長通知で発出されているものについてだが、自治体の関係者に聞いてみると、実際にはデメリットではなく、これは解決可能だという返事もいただいいて、例えば一番挙げられているのが、滞納者との接触機会の創出ということである。これも例えば手続簡素化を利用中の方が滞納をしたら、そこで簡素化の適用は一旦やめるといっような形で対応するといっようなことをすれば、それで十分対応できるのだといっ指摘やレセプトとの記載誤りの発見とかといっ点についても、国保連と委託先の2つで実施するとかといっ形で、複数の視点から内容審査を行うといっことで、記載誤りの防止は十分可能といっような話をいただいいてるため、実際には簡素化のデメリットといっような形で固定的に捉えるようなものではないと思っ。むしろ前向きに考えていただきたいといっことと、滞納対策については、既に令和6年の対応方針のところ、貴省のほうで滞納対策については別途しっかりと検討するといっようなお返事もいただいいてるので、その中でお考えいただく話であると思ったが、如何か。

(厚生労働省) 私どももこれについて迷うのは、本当に全ての自治体が簡素化したいと思っているのかどうかといっところ。先ほど申し上げたように、643の自治体は現に簡素化しないといっ道、今、選んでいるといっのがあって、滞納対策は正に自治体によってもかなり事情が異なるといっのは厳然としてあって、なかなか国民健康保険料の滞納率が下がらないよう自治体もあれば、ある意味、苦勞しなくてもそれなりの額が入ってくるよう自治体もあるといっのも事実だと思っ。そうした中で市民の方々から、公平性の観点から滞納している人についてはあらゆる手段を通じて保険料を払わせるべきだといっことの見解が強いよう自治体も現にある中で、我々としては、最終的にこれを簡素化するか否かといっのは、自治体の実情なり考えによって選択できるといっのが正に地方自治なのではないか、地方分権といっことなのではないかと考えるところ。多数に全部そろえるといっのではなくて、各自自治体の御事情に応じて選べるといっのが、地方自治、地方分権の在り方なのではないか。

その上で、仮に簡素化したいのだけれども、どういっふうにやったらいいか分からない、どういっ課題があって簡素化に進めていないといっところがあるのであれば、それに対して、どういっふうなことをすれば簡素化ができるのだといっことで後押しをしていくといっ、それぞれの自治体の選択を保障した上で、ただ、やりたいところについて、一歩踏み出せないところがあるのであれば、国として、やっっている自治体からどういっふうにやっっているかといっことをお示して、後押しをしていくといっのがあるべき道なのではないかと思っ。今回ここに書いているのは正にそうした考え方で、一律にどちらかに決めてしまうといっのではなくて、自治体は実情に応じて様々考え方があると思っるので、それが活かせるよう、ただ、やりたいといっところがやれるように、その後押しをするよう要綱案であったり、どういっ事務フローであったりといっことをきちんと示していくといっ形で対応させていただいたほうがいいのではないかとこの私どもの考え。

(大橋部会長) 本当に自治体の判断に任せることが、地方自治のためなのかといっことについては、この問題については疑問なところ。例えば、貴省内でも、事務執行上の課題解決といっような話から、標準化とか広域化といっことはずっと議論されていいて、研究会も開かれて、事務の効率化といっことを仰っている。令和7年からは、自治体に年度末までに入れられる標準システムでは、簡素化に対応した機能も入れていくといっようなことだとすると、このような手続を簡素化してやっっていくといっようなことは、今後のシステムとの関係でも必要なことではないか。先ほどの繰り返しになるが、住民が移動したときに、同じ都道府県内で取扱いが異なるといっようなことは一番避けるべきなので、その利便性を尊重して、1,000を超えるところまで来たのであれば、全国

一律で進めていただくというのが必要なのではないかという認識でいる。ここのところは自由に任せるのではなくて、しっかり国のほうから方針を出していただいて進めていくというような形でロードマップを示していただくことが大事なのではないかと考えているわけである。

そのため、今日のお話にあった自治体の負担を軽減することを検討するということについても、実施時期を令和8年度という形でお示しいただいたので、もう少し前倒しにしながら進めていただくことが必要なのではないか。

(厚生労働省) 最初に申し上げたように、643自治体がやっていないということについて、私どももここはすごく迷っている。9割の自治体がやっているのであれば全国一律でいいのかなという気がするが、3分の1以上の自治体がやっていないものを、3分の2、半分以上やっているのだから全部そっちに倣えとまでしていいのか、物にもよりけりだと思う。よくなる一方のものだったら、全国一律にしまえばいいのだと思うけれども、簡素化することによるデメリットもある中で、そこを踏まえて簡素化しないというのが600自治体ある中で、そこを国がこっちだと決めることが果たしていいのだろうかというのが、特にこの問題については、先ほど申し上げたとおり地域によって滞納対策の必要性だったり、保険料の収納状況も差がある中で、多数にそろえることがいいのかというのは、我々としてもこの課題についてはそこままだ言えないのではないかなというのが正直なところ。

ただ、簡素化を実施したい自治体について実施できるようにその後押しをしていくということはしていきたいし、システムも、やると選択した自治体、やらないと選択した自治体、それぞれがきちんと使えるように整備していかなければいけないと思っている。

また、令和8年度を目途に検討するということについて、例えば令和7年度中にやれとなってしまうと、簡単にヒアリングを幾つかの自治体からして、拙速に出すしかなくなるおそれがある。私どもとしてはきちんとやるので、できるだけ早くやりたいとは思っているが、それなりに中身をきちんとつくった上で、令和8年度にしっかり示させていただくというほうが、長い目で見たらメリットのほうが大きいのではないかなということ、令和8年度を目途にということで2次回答では記載させていただいているというのが包み隠さないところ。

(高橋構成員) 先ほどより、滞納者との接触の機会の話が出ているが、実際にこちらからお願いしているのは、一旦は簡素化をした上で、滞納が発生した場合について、簡素化の適用から除外して、次から申請で窓口に来なければいけないようにすれば問題ないのではないかというお話をしている。それでは駄目か。

(厚生労働省) それはやり逃げでできてしまう。例えば、手術か何かを受けて、ぼんと医療費を使って、滞納しているけれども、ぼんと高額療養費でもらってということができてしまうわけである。

(高橋構成員) 簡素化の適用から除外した場合には、次からはやり逃げはできない。

(厚生労働省) 次からはやり逃げできないが、どんと高額療養費を申請して、それはもらってしまっただけで、後から払え払えと言われても、もう手術は終わったし、私はしばらく医療は要りませんという人だったら、もう払わない。1回こんな高額療養費を受けたから、これから国保の保険料を払いますとなるかどうかということだと思う。

(高橋構成員) 滞納者との接触の問題なのではないか。

(厚生労働省) はい。高額療養費の申請に来たときに、払っていただけますかと言って払っていただいて、じゃあ高額療養費もお支払いしますということをやっている。そうではなく高額療養費を支払った後に簡素化の適用から除外して高額療養費の申請をさせるということであれば払わないのではないか。

もしくは、仰っているのは、滞納している人には高額療養費を払わないようにするということか。

(高橋構成員) そんなことは言っていない。滞納している人には簡素化をやめますと通知してしまうわけである。滞納が発生したら簡素化はやめますとという話。

(厚生労働省) システム的に、滞納したら簡素化から除外するということか。

(高橋構成員) 通知すればいいだけである。

(厚生労働省) 誰に通知するのか。

(高橋構成員) システム的に、停止等はシステムをつくれればできるわけである。

(厚生労働省) 高額療養費を申請していただくときに行うのか。

(高橋構成員) まず滞納している人が出れば、滞納が発生した段階で簡素化の対象から外せばいいという話だと思う。要するに、全員が簡素化の対象になっているのだけれども、いざ滞納が発生したときには、簡素化の適用対象からあなたは外しますよと通知して、システムを止めてしまえばいい。そうして、高額療養費を申請しようと

したら、要するに滞納料を払わなければいけないようになるのではないかと一言を言っている。

(厚生労働省) もしそういう提案であれば、自治体からそういう提案をしていただければいい。

(高橋構成員) こちらが自治体の提案を受けて、貴省との間で調整を執ることになっている。

(厚生労働省) どちらかの自治体がそういうふうにやりたいとおっしゃっているのか。

(平沢参事官) 今回の提案団体から、具体的にそういうやり方を取れば、簡素化による滞納者との接触機会の喪失は解消できますよというお話であった。

(厚生労働省) そこを詳しく教えていただけないか。にわかになんというシステムでやられているのかが分からない。

(高橋構成員) まだやっていないけれども、こうやったらできるのではないですかと言っている。

(厚生労働省) やっていないことを、国にやれと今、言われているのか。その自治体が実際にやられているからそういうふうに言われているのではないか。

(平沢参事官) 要はそういうやり方をすればいいのではないかと一言。

(厚生労働省) 実際に実施している方法ではない方法を国に提案するのは、不誠実なのではないか。

(平沢参事官) 国にというか、自治体で滞納者を簡素化の適用から除外する対応を取れるからという趣旨である。

(厚生労働省) それが本当にできるかどうかということを検討させていただいてよろしいか。

(平沢参事官) 貴省がおっしゃっているデメリットを、それぞれの団体でどう考えるかというのはあるかと思うが、それぞれの自治体の考えがあるからというところで、これまでは、貴省以外もだと思うが、そこで足踏みしてしまうところがあったと思う。先ほどの直接払いのアンケートもそうだと思うが、検討したことがあるという団体もあったが、その意見の中には、今やっている現行のやり方がルーチン化しているという意見があり、ルーチン化してしまっているから次に踏み出せないというところがあると思う。だから、先ほど貴省がおっしゃっているような、それぞれの団体の考えがあるからというところで、必ずしも国のほうでとどまっていわけではなく、国なり、県が市町村に対して、どう支援や助言をするかというところがあるかと思う。そういうところまで踏み込まないと、貴省が年1回担当課長会議で周知しているだけでは、全体の効率化に向けては進んでいけないのではないかと考えている。

(厚生労働省) 先ほどから言っているとおり、非常に迷うのだが、1,071の自治体はもう要綱をつくってやっている。1,071の自治体は、自分たちは簡素化したいと言って、要綱をつくって、1,071の自治体はみんな簡素化をやっているわけである。それをやらないという選択をしている自治体もいる中で、これからやろうという人が、自分たちで要綱をつくるのは面倒くさいから国で一律にしてくれ、分かりましたと。本当にそれでいいのかという気がしていて、1,071の自治体はもう要綱をつくってやっている。さっきも申し上げたが、もし仮に国で一律にやることにして、600の自治体はやりたいと言ったら、この600の自治体はやらないという要綱を別に定めることになってしまう。そんな手間をかけさせてまで、やるかやらないかの判断をしている自治体を、しかも、やるのがそんなに手間かと言ったら、1,071の自治体ももう実際既にやっていることなのに、それを国で一律にしてくれないと困ると提案される趣旨は何なのかというのが、正直なところ。

簡素化したい場合は、1,071の自治体みたいに簡素化すればよく、やることに不安、何か分からないというのであれば、国が今、調べてやり方を示すと言っているので、それで実施いただければよい。ほかの600の自治体でやらないという選択をしているところの選択権を奪わなければいけないのかというのがよく分からないところ。

(高橋構成員) 同じ都道府県の中で、近接で移動したときに、前はできたのができないのかと。要するに、自治体ごとにアンバランスがあるということについて、移動ということを考えれば、そこで不合理なものであれば、やはり変えるという話になるのだと思う。

今の御提案について申し上げたことについても、よりよくするために調整をしている。こうやったらうまくなるのではないですかと申し上げているだけで、それが無責任だと言われると、要するに現状を変えるという提案について、やっていないからできないのではないかとされると変えようがない。そこは貴省の御主張と、自治体の提案との折り合いをつけて、日本がよくなるようにということで御提案を申し上げている、という趣旨を貴省には御理解いただければと思う。

(厚生労働省) そこは全く同意なので、この件に関して、いただいた御意見を踏まえてきちんと検討していく。いただいた御提案についても、できるかどうかというところはまた調整させていただくが、自治体も大変であり、楽になったほうがいいというのは本当に同意しており、自治体の事務をなるべく簡素化したいというのも、我々

も同意する。その中でどういうやり方がいいのかというところの考え方であり、目指すべき方向は共有しているので、この件に関してどういうやり方がいいのかというところは、引き続き調整をさせていただきたいというのが正直なところである。

(大橋部会長) 自治体側も、いろいろ考えて、日々やっている実務の中で、こういうふうにしてやったら良くなるのではないかというアイデアを出しており、それを貴省で参考にさせていただき、制度設計のときの手がかりにさせていただきたい。あまりそれを厳しく言うてしまうと、せっかく出てきている対話の流れが途切れることになるので、それは大事にさせていただきたい。提案が実現すれば事務負担が大きく軽減されるという指摘であり、現状では同じ市町村の中での取扱いが異なるということは、現場のほうで重く受け止めている。これだけの数の自治体から提案が出てきており、貴省に寄せられている課題なので、それを受けて、対応策を示していただければと思う。

(厚生労働省) 承知した。言い過ぎた部分があれば、そこは反省しておわび申し上げる。

<通番 4-1：国への返還金に関する取扱いの見直し（国民健康保険 診療報酬）（厚生労働省）>

(大橋部会長) 1次ヒアリングの際、地方公共団体が一律負担を負うのは、地方財政法10条に違反するものなのではないかという指摘をしたが、回答になかった。これについては如何お考えかというのが第1番目の質問である。

第2次回答の2つ目の文は、結局現行の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項及び第2項の説明で、その後、同項に従って運用するという現行法の紹介があったが、事業者自身の義務違反に当たらないような場合について、責任を負わせるのは酷なので、返還を免除することができるという柔軟な免除規定である同法第18条第3項も、今日のお返事だと、今回の場合には適用がないという理解で良いかというのが2番目の質問である。

仮に、今日お話があったように、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係で、現行の取扱いはどうにもならないとしても、このような形での市町村の負担の在り方はすごくバランスが悪いものだと思う。そうだとすれば、同法第4条にあるように、この法律によらない特別規定を設けていただく必要がある。提案募集の検討委員会は閣議決定を通じて法律改正までできるので、対応いただきたいというのが基本認識である。提案団体の話も見ると、現行法で対応できないのであれば、それを可能にするような法律改正もお願いしたいというように、法律改正案件として出てきているため、現在の補助金適正化法の取扱いではなく、このような負担の在り方をどう考えるのかということをお返事いただきたい。

平成25年7月の通知というのは確かにあり、会計検査院からの通知を拝見したが、これの適用範囲が今回の提案にまで及ぶのかというところについては疑問に思っており、そもそもこの会計検査院からの通知というのは、過誤払いの場合の不当利得について、つまりは手違いがあったようなときの過誤払いについて正しい支払いとなるよう患者に返還を求めるといった内容のものだった。

しかし今回は、医療機関が不正行為を行って、不正利得があったという事案で、その保険医療機関の不正に対して交付の取消しを行い、返還を求めた上で、徴収に手を尽くしてもなお欠損が出るというような場合の取扱いのため、この通知がそういったことまで言っているとは到底思えず、この通知を基に対応できないというのも、私どもとしては承服しかねるところである。今回のこのような市町村の提案を実現し、現状の負担を解決するような特別規定を置いてほしい。第2次回答の中にあつたように、関係省庁との協議が必要ということであれば、財務省などの関係府省と協議を速やかに行っていただきたいというのが今回の提案の趣旨なので、そうした観点からも前回から御回答を求めているが、それについては如何か。

(厚生労働省) 特別な法律の立法をするということは、国としての補助金なり交付金とかの原則的考え方がある、それにそぐわない、それとは違うという事情があつて行ふべきものと考えており、正直、住民に対する給付について、市町村が実施主体となって、国とか都道府県が補助をするというのは、厚生労働省でも多々あるものな上、おそらく他の省庁でも、自治体を実施するものに対して法律上、国や県が補助をして、実施主体である市町村の財政支援を行っているという制度は他にもある中で、どうしてこれだけが特別法をつくって、大原則のルールと別のものにしなければいけないかというところはきちんと精査が必要だと思う。そうでなければ、大原則の法律がなぜそういうふうになっているかということ、それに対して、特別立法で破らなければいけないだけの事情があるのかというところの検討がまず必要になるのではないかなと思う。

我々としては、給付についての基本的なもので、非常に大きな制度なため、それが国の補助・交付金の一般ル

ールから適用除外になるということについては、相当慎重な検討が必要になるのではないかというもの。

地方自治法に関してだが、私どもは、実際給付に至ったものについては負担すべきという法律になっていると思うが、実際には給付されなかったものについて、その規定の適用があるかどうかというところの判断（解釈）の問題ではないかと思う。

その上で、会計検査院のほうから、返還金が発生した場合の算定方法などについては、返還金の額は国庫補助金の対象額から控除することなどが示されていると認識しており、それに基づいて、恐らくこれは私どもの制度だけでなく、ほかの制度も含めて共通に、こうした場合については、市町村からの実際の給付に至っていないものについては返還を求めるという取扱いをしているということを確認している。

解釈については、第2次回答までの間も関係省庁に確認をしてももちろん回答しているが、そこについての解釈についても特に変更はないということで私どもは承知してこのような回答をしているので、さらに飛び越えるのであれば、今、私どもが申した事情も踏まえて、関係省庁間での協議なり法改正、特に法改正となりますと国の大原則を変えていくということにつながるかと思うので、その辺の議論というものが必要になるかと思う。

提案があったからそこだけやるというわけには多分ならないと思うので、こういった場合には特別法をつくり、こういった場合は原則によるか等、そういったところの整理までしないとこの問題は解決せず、その整理について一保険局ができるかと言われると、それは他の同様の制度を持っている他の部局であったり他の省庁なりが、全体の中でこういうものはこう、こういうものはこうというルールをきちんと決めてやらないと、つまみ食いの提案があったのでここだけ特別法をつくってというわけにはなかなか国としてはいけないと思うので、その辺の仕切りも含めて是非御検討というか、相談させていただければなと思うというのが、一部局としての今日の時点での回答になると思う。

（大橋部会長）つまみ食いとかそういう話ではなく、具体的に何でこの場合にこういう特別な扱いをしなければいけないのかという質問について言うと、結局医療機関が不正を働いて、医療機関自体が不適格であることに起因して、欠損金が出てきたということ。法律上の立てつけから言えば、その医療機関の所在地を管轄する地方厚生局が、施設基準についての届出受理をして、それを基にそこを監督するという仕組みになっているところ、このようなところの目をくぐって悪い医療機関が出てきたときに、何故、監督権限も持たないような市町村が全額返還をしなければいけないのかというのは、実体法の権限配分とは全然関係がないような処理であり、言わばとばっちりのような形で負担になっており、両方を読み合わせたら全然整合性が取れない。

そうだとすると、保険者の責めによらない不当利得というようなものが出てきたような場合には、保険者一人にかぶせるのではなくて、その負担の軽減をするというような考え方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第18条第3項や同法第4条に基づいてできた個別法の根底にある考え方なので、少なくとも現在の診療報酬返還金の法令の枠の中で、この問題については、理由がつかない非常にバランスの悪い負担を一市町村に課しているということなので、調整規定は必要ではないかということで、同法第4条に基づく個別法規定を個別法律の中に置いていただきたいというだけのことである。別に全部に波及するとかそのような広い話ではなくて、この事務、ここの施設の問題に限定してもやはりおかしいということで、自治体から意見が寄せられている。私どももその話を聞いて、作用法と会計の処理が全然合っていないということをお願いしているので、現行法の中で解決していただけるのであればそれをお願いしたい。現行法の運用では免除規定は適用されないということなので、そうだとすれば新たに規定を設けて、対応することをお願いしている。

（厚生労働省）国が自治体なりに対して補助するというのは、医療機関に対するものもあると思うし、例えば工場など、農地改良、環境省のエコに関する取組みみたいなもので、実施したい自治体で、そこに対して補助をすると。例えばその工場が悪いことをして、補助金というのが無効になる。今、医療機関がという話だが、工場の場合だったり、農業の改良だったり、実施主体のほうで不正をして、市町村がそこに対する補助金を払うつもりだったけれども、返還を求めるというのは、恐らく各補助事業の中でも同様なことは起きていて、そういう場合の一般ルールというのが適法なりに定められ、それに基づいて会計検査院が国の補助金の適正な執行ということで、そこをしっかりとろというふうに言われているという認識でいるので、自治体等に対する支援金なり交付金というものの一般的なルールの中で、我々としても運用を考えていかざるを得ないというのが私どもの考え方。先ほど申し上げたが、仮に特別立法という話だとしても、医療はどうなんだ、工場の場合はどうなんだ、環境省の環境の補助の場合はどうなんだと、それぞれの場合について、もし同じ事情にあるものであったら同じ立法をしなければ、国の中での制度の整合性が取れなくなることが生じると思うので、そこは個別の部局のみの対応というのは限界があって、全体の中できちんと議論して解決策を検討していただくというのが、長い目で見

て制度間の不整合であったり不公平であったりが生じないためには必要ではないかというのが私どもの考えなので、そういったところの仕切りも含めて、また引き続き御相談をさせていただきたいというのが私どものスタンス。

(高橋構成員) 2点申し上げたい。一つは補助金といっても、この場合、国と地方の財政負担については地方財政法という法律があり、国が負担する義務があるもの、それから自治体が基本的に負担する義務があるものが仕分けられて、負担原則が決まっている。その上で、今回の問題については、地方財政法第10条で規定している国が進んで負担する義務があるものということで、一律の話ではない。個別の性格に基づいて、この場合において、まずは積極的な負担義務を負っているのだから、マイナスの負担についても考えてほしいとお願いしているということが第1点。だから、適化法一般の話ではないという話。

2番目だが、会計検査院は具体の事案について指摘をしているだけで、一般的に何か徴収しないことが不適切だと私は言わないと思う。私どもの分析では、医療費の給付の過払い、支給者側の過誤によって出たものについて、それを無視して請求していないというのは駄目だと言う立場から、会計検査院はそれをしっかりやりなさいと言っている。

今回の提案は支給側の過誤ではなくて、大橋部会長が言ったように、医療機関側が、地方厚生局の指導をいかくぐって不正をしたことについて、市町村が負担するという話である。会計検査院の具体的な事案についての指摘とは違う話なのではないかということをお話しており、検討していただきたいというお願いをしている。

ここの2点について御回答いただければ有り難い。

(厚生労働省) 地方財政法第10条第16項で国民健康保険の療養費の給付、いろいろな給付金、療養費とかが書いてあり、それに要する経費と書いてある。これについて、国がその全部または一部を負担しなければいけないとなっているところ、いわゆる不当利得となって返還請求を行った。つまり、そこは給付に至っていない、給付費になっていない、ここで法律が列挙しているものになっていない部分のところのものについて、国がそこも払わなければいけないというところまで、地方財政法第10条で規定されているとは読めないのではないかとというのが、先ほどもお答えしたが、私どもの解釈になるのかなと思う。

会計検査院はもちろん個別事例について示すが、大体私どもは会計検査院からここはおかしい、直せと言われたものについては、個別事例に基づくものであっても、それと同様のことが起きていることであれば、次の年、ほかの自治体と同じ指摘を会計検査院から受けるということになるので、こういう事例の場合にはこういうふうにしてくださいというのを会計検査院からの是正の通知に基づいて全体にお示しするというのが一般的な対応と思う。

その上で、仮に病院が不当利得をしていて、市町村が返還を求める先というのは、その病院に不当利得の返還を求めていただくのが筋というか、誰が不当利得した分のお金を払うべきかといえば、その病院が払うべきなので、その病院に請求できるのは、正に実施主体である市町村なので、市町村がその病院に対して返還を求めて、その返還金を得ていただくというのが原則的な考え。

ただ、そこをやっていただくのは、実際に払った市町村がやらなければ、誰もほかに請求していただける方はいないので、それは医療費だけではなくて、福祉のお金であったり、様々な補助金は毎年毎年未収金がこれだけあるだとか、そういうものがこれだけあるというのは各自治体、それぞれの制度ごとにやられて、その分について一生懸命回収するようにされているものだと思うので、それがやはり原則なのではないかと思う。

その上で、最後、その部分の費用についてどう負担するかということについては、私どもとしては、国全体でどうしているかということに我々も整合性を取らなければいけないというのが私どもの考え方になるので、そこは全体をどう整理するか。整理すべきということであれば、全体の整理というのを関係省庁でやっていくことが必要になるということをお先ほど申し上げている。

(大橋部会長) その理解が全然こちらとは違っており、請求するのは市町村しかないということまではそうかもしれないが、それが施設基準に違反したことに伴う違反だというときに、市町村が一体どういう不備があって、全部負担しなければいけないのかということについては何も説明がつかない。その場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項という規定は、そこへの配慮をしてということで、免除などの規定を置いているのに、それは適用がないというお話だった。そうだとすれば元に戻って、個別法でそのところの負担軽減の規定は、実例もほかにはあるので置いていただきたいということをお願いしており、多分そこまでしないと、本件の歪んだ財源配分というか負担の問題というのは解消できないと思う。

それを一部の悪徳事業者の不正によって起きたことを、一般財源で市町村が補填しなければいけないという

ところは全然説明がつかないので今回の提案になっている。そのため、解決として、個別法で規定を置いていただきたいということをお願いしているので、それについての御回答を是非お願いしたい。

(厚生労働省) 先ほど答えたことから加えることはない。私どもの認識は先ほど申し上げたとおりで、法律上、市町村が給付主体になって、都道府県が監督をして、国が財政支援するというのは、至るところにある制度。国保だけがそれをやっているものであったら、我々が特別にやらなければいけないという形になるが、ある意味、日本のいろいろな給付法であったり、市町村が実施主体になって、都道府県がその監督をして、国も財政支援しているというのがほかにもいろいろところでそういう制度があって、その中で補助金についてこういう場合どうしたらいいかということは共通のルールがあって、我々はその中で対応しているので、もしそれを変えるということであれば、私どもの一部局でやることはできないというのは先ほど来御説明しているとおりで、先ほどから同じやり取りをずっとしているので、ここは見解の相違というか、我々のスタンスはそうなのでということ踏まえて、事務局のほうでよく調整をするなり相談をさせていただかないと、なかなかこの問題はらちが明かないのではないかなと思う。

(大橋部会長) 一般則は補助金適正化法だとしても、補助金適正化法自体は先ほど述べた弾力的な規定を置いている。そういう適用がないということだとすれば、何か別途の手当てをしていただく必要がある。逆に言うと、いろいろな補助金などが出ている中で、全部が全部提案が出てきているかというところとそういったことはなく、やはり個別のところの問題が出てきている。今回の医療費の診療報酬については、ピンポイントで問題が出てきているため、きちんと回答いただきたい。実際にこのような負担を市町村が負っているということは現実なので、それに対してそれは放置で、現行法では致し方ないという御回答であれば、それを貴省の御回答として一般に公表するというような形で、今回の提案に対しての対応は放置であったことを明示することで対応せざるを得ないと思う。問題意識はお伝えしたので、是非御検討いただければと思う。

(稲原室長) 今、部会長のほうからも御指摘があったので、貴省と事務局のほうで調整をさせていただければと思う。

1点申し上げますと、今、貴省がおっしゃった市町村に対して出している補助金がたくさんあるということについて、そのうち、いわゆる間接補助に当たるものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項で返還免除とかそういう規定がなされているのは御存じのとおりかと思う。今回はそういう整理ができない形の給付費になっているがゆえに、非常に困難事案になっているということなので、市町村に対する補助金、給付金が全て一緒の土台にのるということではない、もっとスコープが狭いものだと思っております。そこは御理解いただきたい。

(厚生労働省) 整理の中で、我々もきちんと制度間でおかしくないような形で、もし改善されるのであれば、我々もその船には乗りたいと思っているので、是非よく相談させていただければと思う。

(平沢参事官) ちなみに全国三団体、知事会、市長会、町村会から、今回これと類似のということでも我々お聞きしている。国民健康保険の案件に加えて、貴省の障害者自立支援給付費、こちらの2つについて、実際こういう支障が過去にもあり、これについて見直してほしいということで、それぞれの全国団体から政府に対する要望書としても今年提出があるという状況。

(大橋部会長) この問題はかなり提案団体の数も多くて非常に注目されている案件なので、積極的に御対応いただければと思う。

<通番16：障害者支援施設における設備基準等の見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 現行の障害者総合支援法による制度においては、都道府県など指定権者が条例によって事業所指定基準を定める。その際、御指摘いただいている1人当たりの床面積等については従うべき基準であるとともに、入所定員の基準については標準とすべき基準となっており、このように基準の扱いの層が分かれているところ。

こうした基準については、障害者施設としての安定性及び継続性を確保するとともに、障害者に対し行われる支援、ケア、サービスの質を担保し確保していくということであり、ケアの提供がしっかりと行われていくようにしていく最低ラインを守るということで規定されたものである。その趣旨からすると、今、従うべき基準としてお願いしているものについて、参酌すべき基準とすることはあまり適切ではないと考える。

一方で、前回は中間的なものとして報告したが、中山間地域等では、サービス提供体制の維持・確保を図っていくことが困難な状態にあり、重要な課題であることは承知している。「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下、「検討会」という。）では、福祉系のサービスの共通課題として、中山間地域においてはサービスの維持・確保に向けて柔軟な対応について制度化をしていく必要があるのではないのかというこ

とで取りまとめられたところである。

こうしたことも踏まえ、さらには当該提案をいただいたということもあるため、中山間地域等において、人員設備の基準などの在り方について、今後、社会保障審議会障害者部会の議論において、構成員である全国知事会の愛媛県や全国市長会の代表である杵築市に参加いただき、メンバーも含めて関係者からの御意見もいただきながら検討を深めていきたいと考えている。

ただ、前回も説明したが、近年の障害者施策の大きな流れとしては、施設入所から地域生活の支援へという方向性で進めており、また国連の障害者基本条約の監視委員会などからも、施設の在り方等について厳しい指摘もいただいているところである。このような大きな施策の流れにも目配りしながら、具体的にどういったことができるのか検討していきたい。

(大橋部会長) 障害者支援施設については、従うべき基準や標準とすべき基準であるが、検討会で配置基準の弾力化というお話があった。これは正に中山間地や人口減少地域において、提案と重なる内容であるが、中山間地の特性に応じて、配置基準の弾力化を検討する方向性であるのか確認したい。

また、社会保障審議会障害者部会は、9月下旬頃に実施予定とお聞きしているが、もう既に議題としては取り上げていただけるような形で、アジェンダが作成されているという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 検討会の文脈で、どういった基準を弾力化していくのかということについては、配置基準や設備基準など含めて検討していくということは、検討会の報告書にも定義されているため、そこも含めて検討していくことになる。

また、9月下旬の部会は、順次開催しており、本日も開催したが、それは障害福祉計画の策定指針の議論であり、今回は別のテーマであった。

ただ、7月に開催した際に、検討会の報告書の状況と併せて、前回の1次ヒアリングの際に共有いただいた提案書を障害者部会にも提供しており、中山間地域対応について今後検討していく方向である。具体的期日は未定だが、10月、11月、12月と開催予定であるため、その中でこの議論もしていきたいと考えている。

(大橋部会長) 社会保障審議会障害者部会では、どのような形で、どれくらいのスケジュールで、どんなことを議論して結論に至るというようなプロセスになるのか決まっていれば、御教示いただきたい。また、審議会の議論内容は、外部に対して公表されているものなのか。その議論の状況は逐次、事務局に情報共有をしていただけるという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 障害者福祉計画の策定指針や制度改正に向けての議論など様々な案件を並行して協議しており、本件以外の論点もあるところではあるが、可能な限り早くということで、できれば年内には一巡していきたいと考えている。

また、部会の議論の様子は各回インターネット上で公開しており、後日、議事録も公表している。情報共有については、具体的にどのように行うか事務局と御相談したいが、場合によっては、現場で傍聴いただくのも可能であり、議事録を提供する形でも対応可能と考える。

(大橋部会長) では年内には一巡して、ある程度、方向性が示されるという理解でよい。また前回、報酬改定がある令和9年度の見直しというような説明があり、そこが軸になっているような印象も受けたが、今回の中山間地における問題というのは、サービス空白地帯が継続しているというような話であり、できるだけ早く実現していただきたいが、そのあたりは具体的に如何か。

(厚生労働省) なるべく早期にという思いは受け止めたいが、これは改正法を出していくということで、当然施行の準備に向けての検討や政省令の改正もあるため、3年に1回の報酬改定に合わせて施行しておかないと、どこまでどのように対応したらいいかわからないということになりかねないので、そこは一つのポイントであると考えてるが、少なくともそれに先立つ、その根拠となるための制度改正自体は早期にまとめて、国会にお諮りをし、早期の成立を図っていきたいと考えている。

(大橋部会長) 法改正が先になるのであれば、当該支障が解消するまでの間について、何か対応を考えていただけるか。

(厚生労働省) 法の立てつけを念頭に置くと、難しいという印象である。ただ、関係自治体から個別にヒアリングし、どういったところが課題となり得るのか。また、それは今の法令でも対応できるのか、改正が必要なのか、検討できる部分だと考えられる。

(高橋構成員) 部会に都道府県と指定都市の代表が1人ずつ入っているということだが、実態をヒアリングするような場を是非設けていただきたいと思っているが、如何か。

(厚生労働省) 審議会場でヒアリングとなると、他の案件ではどうするかといった線引きが難しい部分もあるが、我々のほうで検討にあたり具体的なイメージを持つためにも、会議体場と言わず、例えば、今回御提案いただいた自治体含めリモート等でヒアリングするというのは考えられるところ。

(大橋部会長) まだ提案団体との間の意見交換みたいなことはしていないということか。

(厚生労働省) 提案団体からは行っていないが、7月の障害者部会では、知事会及び市長会の代表である愛媛県と杵築市には、提案内容の概要や今後、議論が必要である旨はお伝えしているところ。

(大橋部会長) 提案団体との接触は、事務局を介してお願いしたい。また、ヒアリングを通して、現行制度の中でも工夫が可能なようなものがあれば、実行いただきたいほか、ヒアリングの実施については、審議会等での議論にフィードバックをお願いしたい。

(厚生労働省) 審議会については、枠組みを議論する段階と、その後それを具体的にどうするという施行の段階など、それぞれの局面でリソースを傍らに置いてということにはなってしまうかもしれないが、様々な現場の声も聞きながら考えていきたい。

<通番 4-2：国への返還金に関する取扱いの見直し（自立支援給付費等）（厚生労働省）>

(大橋部会長) 前回お願いしたところについて御紹介いただき、第2次回答を簡単に要約すると、現行の補助金適正化法の解釈を前提とすると、このところについては市町村に負担してもらう以外はないという結論なのかと思う。ただ、本件については、提案団体から聞き取った支障事例だけ見ても、返還請求金額がある自治体は1億1,300万円、あるところは2億4,000万円、430万円、6,500万円、586万円、5事例だけだが、こういう事業者の不正が頻発しているということが、この提案から分かる。事業者の不正が頻発していて、しかも一事業者の不正によって生じる返還請求金額は、結局市町村が自腹で対応しなければならず、支出の金額も、数百万円から場合によっては数億円に上っているという現状が今の日本で実際にこの仕組みをめぐって起きているということがまず大前提になる。

先ほどの現行法からすると、いかんともし難いのだという説明ではあるが、それについて全国知事会、指定都市市長会、7市町村、74団体から提案がされており、このほかにも追加共同提案が27、合わせると101というような、提案募集を行っている中でも異例に多い提案団体からの声が寄せられているので、私どもとしても重視しなければいけないという認識を持っている。

それで、国が対応するというような場合に、今のお話では、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項というのは適用がないという説明だった。これについては委員の中でもこの解釈はどうだというような反対の意見もあるが、そちらのおっしゃるとおり、仮に適用にならないとすると、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項の趣旨というのは、同法の解説の本などを見ると、一生懸命指導監督とか責務を果たして資金回収に努めたのだけれども、それが果たせずに、その人にそれを負わせるのが酷な場合には免除をするような規定であるという弾力的な取扱いをした免除規定なのだが、普通の補助金の場合だったらここでクッションとして適用があり、支障の出ているような問題は解決されるが、適用がないという整理になっているので、結局市町村が全部負わなければいけない硬直的なことになる。しかし、私どもの受け止めとしては、この法律の仕組みの中で、国・都道府県・市町村がそれぞれ役割分担して、それぞれが権限を持っているような中で、ひとえに市町村に責めを負わせることが酷なような場合であっても、市町村が負わなければいけないようなことになっている現行の仕組みというのはやはり不合理ではないかという認識がある。だとすれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が一般法だとしても、それで不具合があった場合には、同法の第4条という規定で、個別法規定でそれに対しての特則を定めることができるという規定があるため、提案の趣旨は、もし先ほどの御説明にあったような形で現行の補助金適正化法での対応が難しいということであれば、個別法を制定して、このような過酷な状況に対しての対応をしていただきたい。そういう提案と思っているので、今回の提案も法律改正事項と受け止めており、そういった法律規定を新たに置いていただきたいという趣旨であると理解している。

そうだとすると、第2次回答で御説明があったような、現行法がどうなっているかということは大前提であり、その先が重要で、今ある負担が非常にアンバランスな形で一方的に市町村に課されている状況を改善するものだとなれば、そういう個別法規定を今回分権一括法で創設していただきたいということになると思う。この点は如何か。

(厚生労働省) 現行法体系、現行法上の扱いについての中身は先ほど御説明申し上げたとおりであるが、ただ、こ

の話というのは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で規律するところの国の予算、補助金、負担金に係る話でもあるので、そういう意味では、厚労省のこの負担金のみでもってどうこうと整理がつけられるようなもの、回答できるものではなかなかないのかなとも思う。ほかに類似の補助金、負担金の運用ルールというのか、そこの扱いにも影響し得る話なので、慎重に検討する必要があるのではないのかなと今この場で御指摘を受けた感じでは受け止めている。

(高橋部会長) 是非慎重に検討いただきたい。なぜなら、普通の補助金、多くのものは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項が救いとなり、柔軟な対応ができるが、本件については同項の適用がないものだという整理をされているがために、免除の可能性が閉ざされてしまっているということが非常に問題である。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、あくまでも一般法で、これで不具合な場合にはということで特別な定めを4条で規定するという道は別途残されている。他の事例だが、実際にこれを用いて特別規定を設けるものはある。そのため、個別法体系の中で柔軟な対応ができないのであれば、そういう個別法規定を置くという対応をしているところもあるため、一般的な話をするつもりはなく、個別の返還金が問題になっているリーガルスキームの中で、もし一般法で免除の可能性が生み出せないのだとすれば、個別規定をつくっていただきたいというのは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律も予定している措置である。是非そのような観点から関係省庁との協議が必要ということであれば、第2次回答にあったように、財務省をはじめとして関係府省と協議を行っていただき、その結果を踏まえて御回答いただきたい。

(厚生労働省) こうした事態に対する対応として、特例の規定のようなものを個別法にどこまで置くのかという御提案だと思うが、そうは言えども政府の中にはもろもろいろいろな補助金、負担金がある中で、何故これだけ対応を求めるのかと。そこは全体のルールの中でどう位置づけるのかということにも影響する話でもあるので、なかなか軽々にあはそうすると、私どもとしてもなかなか申し上げにくい立場である。先ほど申し上げたように、そこはほかとの整合性、国の負担金全体の扱いとかを見ながら、慎重な検討が要るのかなということだと思う。

(高橋構成員) 提案募集は個別に出てくるシステムだが、今回は、複数の案件に共通する側面があり、特に受給者側の不正について、未回収のものが出てきたときにどうするのかという観点で出てきた話である。そういった意味では、この観点からすくい取って財務省と協議していただくということも十分可能なのだと思うが、それはできないのか。

(厚生労働省) 前回のヒアリングで御指摘いただいた件の確認ということでも財務省と接触はしているので、そういう意味では、今日のヒアリングの場でもそういった御指摘があった旨はまた財務省にも伝えて、どういうものかというのは、もう一回再度の解釈の確認も含め、こういった御提案もあったという形で話をしてみることはやぶさかではない。その結果についてどうするかは、また事務局とも御相談させていただきたい。

(高橋構成員) 先ほどの冒頭の御説明では、法規課からの御回答は御紹介いただいたと思うが、厚労係のほうの回答について御言及がなかったと思う。御披露いただいて議論したい。

(厚生労働省) 厚労係からは、まだかちとした形でのファイナルアンサー的なものはいただいていない。ただ、補助金適正化法の所管は法規課のほうになる。

(高橋構成員) 対応の可否は聞いたのではないのか。具体的にこういうことについて対応をどういうふうにするのかというお話は、聞かれたのではないのか。

(厚生労働省) それは厚労係にか。

(高橋構成員) 然り。

(厚生労働省) 現行で言うならば、やはりこういう規定になっているので、その規定の解釈は法規課だということだと。

(高橋構成員) 法規課に聞いてくれという御回答だったということか。

(厚生労働省) 法規課の解釈に従ってこういうふうに運用しているということについて、特段それについて、その方針について撤回をしるか、そのままでいいとか、ファイナルアンサーみたいなものはまだいただいていない。そこはある意味、法律の所管自体は法規課になるので、そこが彼らの間でどういう関係にあるのかというのはあるが。

(高橋構成員) 承知した。

(久保企画官) 財務省の厚労係に確認をしたところ、本件提案への対応について、対応の可否については回答がなかったというようなこと。

(高橋構成員) 厚労係の実質の話については、ニュートラルなものだと思う。そのため、現行法については法規課

がこう言っているという話なのだが、個別法をつくるかつくらないかという話については、法規課が言う話ではなくて、厚労係との間でそれが立法政策的に妥当かどうかという話から議論すべき話だと思う。それについて彼らはまだニュートラルであると受け取った。そういう意味では、厚労省としては積極的に個別法、実際上不正ということについて特別な取扱いをすることについて、自治体からこういう強い要望があるので、ほかの同じようなところと一緒に検討しないかという点を協議していただくというのは可能だと思うが、それは駄目なのか。

(厚生労働省) 所管外のものについてまでどうするかという形では、言いにくいところではある。

(高橋構成員) 要するに、他の部局はどうするかは別にして、障害保健福祉部はその作業をやってくれるのかという話である。他が乗ってくれば、他と一緒にやってくれないかという話である。

(厚生労働省) どこまで何をどうするかというのはあるが、要はこういう御提案をいただいている、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の解釈を確認したところなので、それに重ねて今回このような御提案をいただいているので、このような御提案をいただいたが、その扱いはどうなるのかと。それについて、横串を刺して見るほうからするとどういうふうに見えるのかというのはまた確認したいと思う。

(大橋部会長) 先ほど、軽々にこういうような問題は扱えないとか、補助金にはいろいろなものがあるのだというお話はあったが、ただ、補助金が多量にある中で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項が適用になるようなものであればそこで救われるわけで、多くはそうだと思う。ところが、今回補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項の適用がないというお返事だったため、同項が適用にないようなもので、さきほど高橋構成員からお話があった。不正が絡むようなものについて、国・都道府県・市町村の権限配分の下で、1人市町村に負わせるのはバランスが悪いということだとすれば、個別法で解決をいただくということは、この案件との関係では合理的な選択肢で、正に提案団体もそのところは求めているところである。その法改正ができないのかということについてのお返事をいただきたい。

(厚生労働省) そこは法所管のほうとも相談したいと思う。

(大橋部会長) 繰り返しになるが、これは非常に注目されて大規模な提案案件なので、今年もし不満足な形で終結すると、連続して扱うようなものになるのかなと思うので、是非根本から御検討いただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)